

障害福祉サービス等の推進方策（案）

1. 障害福祉サービス等を推進していくうえでの考え方

（１）相談支援とサービス提供が連携した総合的・継続的な支援を推進します

障害者自立支援法が施行され、三障害を一元化した新体系のサービスが開始されて2年あまりが経過しました。各サービスの提供体制は、サービスによって違いはあるものの、逐次、充実が図られてきており、これらのサービスが障害のある人の地域での自立生活を支援するために効果的に利用されるしくみをいっそう充実していくことが求められています。

障害福祉サービス等は、利用者の自己決定を尊重し、契約によりサービスを利用する制度であることから、多様なサービスを効果的に利用していくうえで、相談支援が「要」の役割を担っています。支援のニーズを的確に把握し、一人ひとりの思いと主体性を尊重して“自分らしい暮らし”を実現するうえで必要な支援に的確につないでいくよう、当事者・関係団体、支援者、行政関係者等が地域自立支援協議会などを通じて連携を図りながら、ケアマネジメントの視点にたった総合的・継続的な支援ができるしくみをいっそう強化していきます。

（２）ニーズに対応した質の高いサービスの提供体制を確立します

障害者の日中活動や生活の場となる施設（通所・入所）サービスは、平成23年度までに新体系のサービス（日中活動系サービス・居住系サービス）に移行することとされています。障害者自立支援法の理念に基づく支援をいっそうすすめていくよう、現在の旧法に基づくサービスが、新体系のサービスにスムーズに移行するよう推進します。

また、サービスを実施する事業者や高い専門性をもつ従事者の確保が難しいなどのために、現状では市民のニーズを十分に充足できないものもあります。これらのなかには、サービスを提供するうえでの基準や報酬などの制度の改善が求められるものもあり、そうした面での取り組みもすすめつつ、ニーズに対応できるサービス提供体制を確立していくよう、事業者等と連携しながら推進します。

あわせて、各々のサービスを、利用者の意思を尊重し、主体性を高めながら自立を支援する質の高いものにしていくとともに、虐待防止なども含めた権利擁護の視点にたったサービス提供をすすめていくために、事業者・従事者の意識や技術等をいっそうレベルアップしていくよう取り組んでいきます。

（３）地域と密着した支援のしくみづくりをめざします

障害のある人が、身近な地域でつながりをもって生活できるよう、地域のさまざまな力を活かして、できるだけ地域と密着した支援ができるしくみづくりをめざしていきます。

そのために、市内の事業所が新たな事業を実施したり、NPO法人等も含めた新た

な担い手が参入できるよう、地域自立支援協議会などを通じた連携を広げながら、取り組みをすすめていきます。

また、地域で行われているさまざまな福祉活動や当事者活動、生活に関わる多様なサービス等とも連携して、一人ひとりのニーズに柔軟に対応したきめ細かな支援をすすめていくよう、地域福祉の視点で関連分野の取り組み等とも協働しながら推進していきます。

2. 障害福祉サービス等の見込量と提供体制の確保策

(1) 障害福祉サービスの見込量と確保策

障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付のサービス）の1か月あたりの見込量は、第1期計画での利用実績や新たなニーズを勘案して、以下のとおり推計します。また、サービス提供体制を確保するうえでの考え方と方策を、つぎのように定めます。

※この見込量は暫定推計値であり、ニーズ調査の結果等をふまえて精査します。

①訪問系サービス

【サービス提供の考え方と確保策】

自宅での介護・家事援助や外出時の移動支援などを行う訪問系サービスは、市内・市外の事業所により、居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援の各サービスが提供されています。

各サービスをニーズに応じて提供できるよう、サービス提供事業者とヘルパー等の従事者の確保に努めます。特に、高い専門性が必要とされる重度訪問介護や行動援護ができるヘルパーを確保するよう、新規の参入等を含めて事業者に呼びかけるとともに、適正な介護報酬の設定などを国に要望していきます。

また、サービスの質を高め、利用者本位の視点で一人ひとりの状況に応じた自立支援をすすめるよう、事業者連絡会等と連携しながら従事者の資質の向上を図るための研修等を推進します。

【サービス見込量】

訪問系サービスの見込量（1か月あたり）

（単位：時間）

		平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	居宅介護	3,329	3,729	3,762	3,828
	重度訪問介護	2,769	3,118	3,492	3,866
	重度障害者等包括支援	330	388	388	388
知的障害者	居宅介護	727	1,000	1,050	1,100
	行動援護	128	402	546	718
	重度障害者等包括支援	471	483	483	483
精神障害者	居宅介護	894	1,504	1,705	1,876
	行動援護	3	15	20	20
障害児	居宅介護	587	675	699	720
	行動援護	0	64	111	158
合計	居宅介護	5,537	6,908	7,216	7,524
	重度訪問介護	2,769	3,118	3,492	3,866
	行動援護	131	481	677	896
	重度障害者等包括支援	801	871	871	871

②短期入所

【サービス提供の考え方と確保策】

介護者が病気などで自宅での介護ができないときや介護者の休息などのために、施設に宿泊して介護を行う短期入所は、市内・市外の事業所によってサービスが提供されていますが、専門性の高い支援が必要な場合や緊急的な対応などのため、市外の事業所も多く利用されています。

必要なときに利用できるよう、各事業者の受け入れ体制を充実するとともに、新規の参入等についてもいっそう呼びかけていきます。

また、緊急のニーズに的確に対応できるよう、事業者等による情報の共有やコーディネートのおしくみづくりを検討します。

【サービス見込量】

短期入所の見込量（1か月あたり）

（単位：人日（延べ日数））

		平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
短期入所	身体障害者	113	125	130	141
	知的障害者	251	354	374	394
	精神障害者	3	20	35	45
	障害児	50	68	68	68
	合計	417	567	607	648

③日中活動系サービス

【サービス提供の考え方と確保策】

日中活動系サービスは、障害者自立支援法に基づく新体系のサービスとして、介護給付の生活介護、療養介護、児童デイサービス、訓練等給付の自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）と、平成23年度までは旧法に基づく通所施設や小規模通所授産施設による旧法施設支援が、市内・市外の事業所によって提供されています。なお、自立訓練（機能訓練・生活訓練）と就労継続支援A型は市内には事業所がなく、市外の事業所が利用されています。

利用者のニーズにあった生活支援や就労支援のサービスを提供していくために、市内の事業者の新体系サービスへのスムーズな移行を促進するとともに、支援学校の卒業生や入所施設や医療機関から地域生活に移行する人などのニーズに対応できるよう、施設協議会等と連携して推進します。

また、就労移行を着実にすすめるための支援や工賃アップの取り組み、重度の障害がある人のニーズに対応した活動づくりなど、支援内容の充実についても、施設協議会等と連携して推進します。

【サービス見込量】

日中活動系サービスの見込量（１か月あたり）

（単位：人日（延べ日数）〔療養介護は(人)〕）

		平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	生活介護	185	618	762	762
	自立訓練(機能訓練)	19	42	42	42
	就労移行支援	29	44	66	66
	就労継続支援(A型)	0	0	0	0
	就労継続支援(B型)	0	260	400	460
	旧法施設支援	1,899	1,804	1,342	1,298
知的障害者	生活介護	1,374	4,100	4,420	5,020
	自立訓練(生活訓練)	16	31	47	47
	就労移行支援	299	920	1,024	1,108
	就労継続支援(A型)	20	44	66	110
	就労継続支援(B型)	283	1,145	1,399	1,972
	旧法施設支援	8,756	6,468	5,984	4,862
精神障害者	生活介護	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	0	0	0	0
	就労移行支援	83	229	248	248
	就労継続支援(A型)	0	0	0	0
	就労継続支援(B型)	19	1,170	1,385	1,599
	旧法施設支援	1,375	132	88	88
合計	生活介護	1,559	4,718	5,182	5,782
	自立訓練	35	73	89	89
	就労移行支援	411	1,193	1,338	1,422
	就労継続支援(A型)	20	44	66	110
	就労継続支援(B型)	302	2,575	3,184	4,031
	旧法施設支援	12,030	8,404	7,414	6,248
療養介護 (人)		1	1	1	1
児童デイサービス		148	180	180	180

④居住系サービス

【サービス提供の考え方と確保策】

居住系サービスは、障害者自立支援法に基づく新体系のサービスとして、介護給付の共同生活介護（ケアホーム）、施設入所支援、訓練等給付の共同生活援助（グループホーム）と、平成23年度までは旧法に基づく入所施設等による旧法施設入所が、市内・市外の事業所によって提供されています。

入所施設や医療機関から地域生活への移行をすすめるうえでの受け皿となるとともに、家族から自立して生活する場を提供していくために、共同生活援助（グループホーム）、共同生活介護（ケアホーム）の整備を推進するよう、事業所等に呼びかけてしていくとともに、府営住宅等を含めた家屋の確保への支援や、適切な運営を行っていくための介護報酬の設定などを、国・府に要望していきます。

【サービス見込量】

居住系サービスの見込量

（単位：人）

		平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
身体障害者	共同生活介護	1	1	1	1
	施設入所支援	2	17	26	27
	旧法施設入所	33	22	14	12
知的障害者	共同生活援助	88	100	105	110
	共同生活介護				
	施設入所支援	25	54	61	77
	旧法施設入所	87	50	41	22
精神障害者	共同生活援助	12	19	25	30
	共同生活介護				
	施設入所支援	0	1	1	1
	旧法施設入所	6	6	4	4
合計	共同生活援助	101	120	131	141
	共同生活介護				
	施設入所支援	27	72	88	105
	旧法施設入所	126	78	59	38

⑤相談支援（サービス利用計画作成）

【サービス提供の考え方と確保策】

地域生活に移行する人や家族等の支援が得られず自分で計画的なサービス調整を行うことが難しい利用者など、特に計画的な支援が必要な人にサービス利用計画を作成する相談支援が、指定相談支援事業所で提供されています。

地域で自立して生活していくうえで、利用者の主体形成を図りながら多様なサービスを効果的に利用するための支援をすすめるよう、サービス利用計画を積極的に活用しながら、市と相談支援事業所が連携してケアマネジメントの手法による支援を行っていくよう推進します。

また、相談支援を行う体制を充実するよう事業者と連携して取り組むとともに、相談支援ネットワーク会議等を通じて、いっそうの連携や支援のレベルアップを推進するよう支援します。

【サービス見込量】

相談支援の見込量

（単位：人）

		平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
サービス利用計画作成	身体障害者	1	3	3	5
	知的障害者	3	10	11	13
	精神障害者	2	7	7	7
	合計	6	20	21	25

(2) 地域生活支援事業の内容と事業量

地域生活支援事業には、必須事業として相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の5つの事業があり、これら以外に市町村が判断して実施する任意事業があります。

これらの事業について、本市で実施する事業の内容と事業量をつぎのように定めます。

①相談支援事業〔必須事業〕

【事業の考え方と内容】

相談支援事業は、障害福祉サービス等をすすめるうえで「要」となる役割を担うものであり、関係機関・団体等が参加する地域自立支援協議会で検討・協議を行いながら、適切な事業を行っていくよう推進します。

〔相談支援事業〕

本市では、市が直接運営する2か所と、三障害に対応した専門性をもつ事業所に委託する3か所の、計5か所の事業所で相談支援事業を実施しており、第2期計画においても継続してこれらの事業所で実施します。

また、多様な障害に的確に対応できる相談支援を行っていくために、相談支援事業所等が連携して総合的な相談支援を行っていくよう、各事業者の協力を得て取り組みます。

〔市町村相談支援機能強化事業〕

相談支援事業の機能を強化するために専門的な職員を配置する市町村相談支援機能強化事業は、第2期計画でも引き続き1か所の相談支援事業所に委託し実施し、地域自立支援協議会の運営支援をはじめとした相談支援のネットワークの充実を、市と連携して推進します。

〔地域自立支援協議会〕

相談支援事業を適切に実施していくために、関係機関のネットワークづくりと事業の運営評価を行う地域自立支援協議会は、全体会、部会、ワーキングチームの3層構造で構築するよう、既存の連絡調整組織等の機能なども活用して取り組んでいます。

第2期計画では、これまでの取り組みの経過や障害者支援をとりまく状況の変化等もふまえながら、部会やワーキングの設置をすすめるとともに、各々の取り組みを効果的に展開していくために事務局機能の充実を図ります。

また、地域自立支援協議会のネットワークを通じて集約された課題への対応を、障害者長期計画や障害福祉計画と連動させながら効果的にすすめていくために、障害者長期計画推進委員会とより効果的に連携できるよう、全体会のあり方を検討します。

あわせて、重点的な課題に具体的に対応するしくみづくり等についても検討します。

〔成年後見制度利用支援事業〕

成年後見制度利用支援事業は、委託相談支援事業所における相談支援のなかで実施しています。第2期計画では、成年後見制度の利用を必要としながら親族等による申立が困難な人に対する市長申立と連動した市が行っている支援も、この事業と位置づけて実施します。

【事業量】

相談支援事業の事業量

(単位：か所)

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
障害者相談支援事業	5	5	5	5
市町村相談支援機能強化事業	1	1	1	1
地域自立支援協議会	1	1	1	1
成年後見制度利用支援事業	3	4	4	4

②コミュニケーション支援事業〔必須事業〕

【事業の考え方と内容】

コミュニケーション支援事業として、聴覚や言語機能に障害がある人の社会参加を推進するよう、手話通訳者と要約筆記者の派遣を引き続き実施します。これらの事業は、より効果的な支援ができるよう派遣する活動等の範囲や、災害等の緊急時に対応できる派遣体制づくりについても検討しながら推進していきます。

視覚に障害がある人の社会参加を促進するための点訳・音訳も引き続き推進します。

あわせて、視覚と聴覚の両方に障害のある人への支援なども含めた多様なニーズに対応した手話通訳者・要約筆記者を確保するよう、手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業(※)を実施します。

(※)「その他の事業(任意事業)」として実施します。

【事業量】

コミュニケーション支援事業の事業量(年間)

(単位：人日(延べ日数))

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
手話通訳	576	611	629	648
要約筆記(個人派遣のみ)	10	11	11	11

③日常生活用具給付等事業【必須事業】

【事業の考え方と内容】

日常生活用具給付等事業として、介護訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費の給付を引き続き行います。なお、自立生活支援用具では火災警報器、情報・意思疎通支援用具ではデジ再生機の利用を推進します。

【事業量】

日常生活用具給付等事業の事業量（年間）

（単位：件）

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
介護訓練支援用具	12	13	13	13
自立生活支援用具	80	93	95	99
在宅療養等支援用具	52	55	57	59
情報・意思疎通支援用具	68	92	94	97
排泄管理支援用具	4, 879	5, 157	5, 330	5, 490
住宅改修費	4	6	7	8

④移動支援事業【必須事業】

【事業の考え方と内容】

移動支援事業は、市内・市外の事業者と契約して、個別支援型、グループ支援型、車両移動型のサービスを実施しており、第2期計画においても継続して実施します。

また、従事者（ガイドヘルパー）を確保するため実施している養成講座についても、事業者等の協力を得て継続して実施します。

あわせて、訪問系サービスと一体的に安定して利用できるサービスにしていくという観点から、自立支援給付として実施するよう、国に要望していきます。

【事業量】

移動支援事業の事業量（年間）

（単位：時間）

		平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
移動支援事業	身体障害者	44, 937	50, 208	50, 796	51, 696
	知的障害者	24, 466	27, 828	29, 568	30, 720
	精神障害者	759	1, 908	2, 544	3, 180
	障害児	13, 355	16, 500	16, 500	16, 500
	合計	83, 517	97, 332	101, 208	104, 784

⑤地域活動支援センター事業【必須事業】

【事業の考え方と内容】

多様なニーズに対応した日中活動の場となる地域活動支援センター事業は、精神障害者への相談支援や日中活動支援を行うⅠ型と、デイサービスの機能をもつⅡ型を、身体障害者福祉センター、東障害福祉センター（Ⅱ型）および市内の事業所に委託（Ⅰ型・Ⅱ型）して実施しており、第2期計画においても継続して実施します。

【事業量】

地域活動支援センター事業の事業量

（単位：か所）

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
地域活動支援センター	4	4	4	4
Ⅰ型	1	1	1	1
Ⅱ型	3	3	3	3

⑥その他の事業【任意事業】

【事業の考え方と内容】

本市では、任意事業として下記の事業を実施します。

○日中一時支援事業

介護者が一時的に介護ができないとき（昼間）の支援や、日中の活動の場として、引き続き市内・市外の事業所と契約して実施します。また、障害児の日中活動の場を日中一時支援事業を活用して拡充するよう検討します。

○生活サポート事業

介護給付の支給決定の対象とならない人で日常生活に支援が必要な人に、ホームヘルパーを派遣して日常生活や家事などの支援を行う生活サポート事業は、第1期計画では利用がありませんでしたが、必要に応じてサービスを提供するよう継続して実施します。

○訪問入浴サービス事業

家庭の浴槽での入浴が困難な人に、移動入浴車で訪問してサービスを提供します。

○社会参加促進事業

【スポーツ・レクリエーション教室開催等事業】

スポーツ・レクリエーションを通じてQOL（生活の質）の向上や社会参加をすすめるよう、スポーツ・レクリエーション教室やスポーツ大会を開催します。

【点字・声の広報発行事業】

「広報ねやがわ」を音訳した「声の広報」や「点字広報」を視覚障害者等に配付

します。

[手話奉仕員・要約筆記奉仕員養成研修事業]

手話通訳者・要約筆記者を養成するための講座を実施します。

[自動車改造助成事業]

重度の障害があり、就労などに自動車が必要な人が障害に適応した改造を行う際に、経費の一部を助成します。

○更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業

更生訓練（就労移行支援、自立訓練、旧法施設支援）を受けている身体障害者の社会復帰を促進するために、更生訓練費と就職支度金を給付します。

【事業量】

その他の事業の事業量（年間）

	平成19年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
日中一時支援事業（回）	2,719	2,885	2,972	3,061
生活サポート事業（回）	0	50	50	50
訪問入浴サービス事業（回）	247	262	270	278
自動車改造助成事業（件）	3	5	8	10

3. 地域生活への移行・一般就労への移行に関する目標と推進方策

障害者の自立支援をすすめるうえでの重点的な取り組みとして、福祉施設や医療機関で暮らしている人の地域生活への移行と、福祉施設で就労訓練等を行っている人の一般就労への移行を推進するよう、目標と推進方策をつぎのように定めます。

(1) 地域生活への移行

【目標値】

○福祉施設で生活していて、地域生活への移行をすすめる人

国は、第1期障害福祉計画の基本指針で、平成23年度末までに福祉施設で生活している人の1割以上が地域生活に移行するとともに、施設入所者数を7%以上削減することを基本として、地域の実情に応じて目標とするものと定め、第2期計画においてもこの目標は変更しないものとしています。

一方、大阪府では、施設で生活している人の23%の人について地域生活への移行をすすめるものとしています。

本市では平成18～19年度の2年間に15人が地域での生活に移行されています。この実績をふまえるとともに、施設で生活している人の意向を勘案し、第2期計画では平成23年度末までに、平成17年10月の時点で施設で生活していた174人の約23%にあたる40人が、地域生活に移行することをめざすものとします。

また、平成23年度の施設入所支援の見込量を139人とし、174人から約20%の削減をめざすものとします。

○社会的入院の状況にあって、地域生活への移行をすすめる人

国は、第1期障害福祉計画の基本指針で、受け入れ条件が整えば退院可能な精神科病院入院患者7万人の退院促進を図るものと定め、第2期計画においてもこの目標は変更しないものとしています。

一方、大阪府はこれまでの退院促進支援事業等の実績をふまえ、府内で平成23年度までに退院可能な人を1,908人と設定しています。これを人口で按分すると本市では27人となります。

本市では、この大阪府の考え方にに基づき、平成23年度末までに27人が地域生活に移行することをめざすものとします。

施設・病院から地域生活に移行する人の目標

(単位：人)

	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
施設から移行	4	11	(6)	6	6	7
累計	4	15	(21)	27	33	40
病院から移行	0	7	(5)	5	5	5
累計	0	7	(12)	17	22	27

(※)平成20年度の実績は推計値

【推進方策】

- *施設や病院から地域に移行し、自立して生活するうえで必要となるさまざまな支援の調整、地域との協力関係の確立、利用者自身の自立意識の高揚などを総合的に支援するとともに、必要に応じて新たな資源の開発などもすすめていくよう、地域自立支援協議会などを通じた関係機関の連携をいっそう推進します。
- *必要な支援を的確に利用できるよう、サービス利用計画を活用したケアマネジメントを、相談支援事業所と市が連携して推進します。そのなかで、必要に応じて成年後見制度の利用支援なども行っていきます。
- *地域での住まいの場として、共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）の整備を推進します。また、一般の住宅での生活も推進するための支援も推進します。
- *日中活動の場として、ニーズに応じた日中活動系サービスの確保を図ります。また、就労を希望する人への支援も推進します。
- *地域で必要な医療やリハビリテーション等が受けられるよう、関係機関等と連携して充実を図ります。
- *施設や病院で生活していた人を地域で受け入れ、日常的なつきあいを通じて見守りや支援をすすめていくよう、障害についての市民の理解を広くすすめていくとともに、関係機関、事業者等と連携して支援するしくみや担い手の養成を推進します。

（２）福祉施設から一般就労への移行

【目標値】

国は、第１期障害福祉計画の基本指針で、福祉施設から一般就労に移行する人を平成23年度に４倍にすることを目標として定め、第２期計画においてもこの目標は変更しないものとしています。

大阪府は、基準となる人数を、平成16年度の施設調書で府内の福祉施設から一般就労に移行した人のデータから204人と設定しました。これを施設利用者数で按分すると、本市では6.5人となります。

本市では、この大阪府の考え方にに基づき、平成23年度には平成16年度の実績の４倍にあたる26人が、一般就労に移行することをめざすものとします。

福祉施設から一般就労に移行する人の目標

（単位：人）

	実 績			目 標		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
一般就労に移行	3	7	(11)	15	20	26

（※）平成20年度の実績は推計値

【推進方策】

- *就労に向けた準備（職業教育や訓練等）から、就職のための支援、継続的なフォローまでの総合的な就労支援をすすめていくよう、地域自立支援協議会などを通じて、就業・生活支援センター、自立相談事業、相談支援事業所等の相談支援機関や、就

- 労移行支援事業を行う事業所、公共職業安定所、支援学校などの専門機関の連携をいっそう強化し、各々の障害種別の特徴などもふまえた効果的な支援を推進します。
- * 就労移行支援事業をニーズに応じて確保するとともに、支援の内容を充実し一般就労をすすめていくよう、事業所と就労支援機関、企業等が連携して推進します。
 - * 就労に向けた訓練の場として、障害者委託訓練事業や障害者試行雇用（トライアル雇用）事業なども積極的に活用しながら、公的機関や企業等での実習の場を増やしていくよう取り組みます。
 - * 就労の場を確保するよう、障害者雇用や環境整備に関する啓発や理解に向けた取り組みを、公共職業安定所と連携するとともに、商工会議所や青年会議所等の協力を得ながら推進します。
 - * 職場への適応や定着をすすめるためにジョブコーチの活用を図るとともに、ジョブサポーター的な役割を担う人の養成などにも取り組みます。また、生活面を含めた継続的な支援を行っていくよう、就業・生活支援センターや委託相談支援事業所等と連携して、体制の整備を図ります。